

〔〇〇ビル(〇〇販売店)〕消防計画

建物名やテナント名を記入

1 目的

この計画は、消防法第8条第1項の規定に基づき、管理権原の及ぶ範囲における防火管理業務等について必要な事項を定め、火災、地震、その他の災害等の発生の防止及び人命の安全並びに災害による被害の軽減を図ることを目的とする。

2 計画の範囲

建物全体の場合:建物名

テナントの場合:テナント名

(1) 管理権原の及ぶ範囲は、〇〇ビル(〇〇販売店) 部分とする。

(2) この計画は、当該事業所に関係する全ての人が守る必要がある。

3 管理権原者

管理権原者()は、管理権原が及ぶ範囲の防火管理業務について、全ての責任を持つ。

管理権原者の氏名(法人の場合は社名と役職名)を記入

4 自衛消防の組織及び活動等

火災、地震、その他の災害等が発生した場合に、被害を最小限にとどめるために自衛消防の組織を設置する。火災等の災害が発生した場合は、災害種別・被害区分ごとに定めた自衛消防の組織の任務分担等に基づき行動する。(別紙1)

5 自主検査

防火管理者は、建築物、火気設備等及び消防用設備等の維持管理を図るため、自主検査チェック表(別紙2)を別に作成し、その表に基づき定期的に検査を実施し、その結果を記録、保存する。

特定防火対象物:1年

非特定防火対象物:3年

6 消防用設備等の点検・整備

防火管理者は、建物に設置されている消防用設備等の機能を維持管理するため、法定点検を実施し、その結果を防火管理維持台帳に記録、保存するとともに(1年・3年)に1回消防署長に報告する。なお、点検は毎年()月と()月に行う。

点検を実施する予定月を記入

7 避難施設等の維持管理及びその案内

火災予防及び避難施設等の維持管理のため、次の事項を遵守する。

- (1) 火気設備等は、使用前、使用後には必ず点検し、安全を確認するとともに、周囲は常に整理整頓する。
- (2) 喫煙は、指定された場所で行う。
- (3) 廊下、階段、出入口等には、避難の障害となる物品を置かない。
- (4) 非常口等は、有事に容易に開放できるよう維持管理する。
- (5) 定められた場所以外で火気を使用しない。
- (6) 危険物品は、持ち込まない、持ち込ませない。

- (7) 内装や構造等の変更工事を行う場合は、消防法違反が発生しないかを確認したうえで行う。
- (8) 工事を行う場合は、火気等の使用について防火管理者等の指示を受ける。

8 収容人員の適正化

防火管理者等は、常に収容人員を把握するとともに、適正化を図り、安全管理に努める。

9 防火管理上必要な教育

防火管理者等は、従業員等に対し、定期に次に示す事項の教育を実施する。

- (1) 消防計画の周知徹底及び従業員等の任務について
- (2) 火災予防上の遵守事項について
- (3) 発災時の周知要領及び避難誘導要領について
- (4) 消防用設備等の機能及び取扱要領について

10 消防訓練

防火管理者等は、火災、地震、その他の災害に際し、被害を最小限にとどめるため消火、通報、避難誘導等の訓練を(定期的()月に、年2回以上()月と()月に)実施する。

なお、特定防火対象物は、消防訓練を実施する場合は、事前に訓練通報書(別記様式)を消防機関へ届出

非特定防火対象物
実施する予定月を記入

特定防火対象物
年2回実施する予定月を記入

11 消防機関との連絡

防火管理業務について、消防機関に連絡する必要があることは次のとおりです。

- (1) 防火管理者の選任、解任の届出
- (2) 消防計画の作成、変更届出
- (3) 消防用設備等の点検結果報告
- (4) その他法令で定める必要な届出
- (5) 建物の使用用途や構造を変更する場合(部分的な変更も含む)の事前相談

12 その他

該当するものがあればチェックをし、別添の資料を添付

- (1) 本計画に定めるもののほか、適宜、防火管理者等は、管理権原者の指示のもと防火管理に関して必要な事項を行い、必要となる書類(避難経路図など)を編冊する。
- (2) 次の□にチェックしたものについては、それぞれのとおりとする。
 - ☐ 防火管理上必要な業務の一部委託の方法は、消防法施行規則第3条第2項の規定に基づき、別添1のとおりとする。
 - ☐ 南海トラフ地震等に係る事項(浸水被害が想定される区域に該当する事業所等のみ)は、別添2のとおりとする。
 - ☐ 消防法第8条の2の2(防火対象物の点検及び報告)に該当する場合は、資格のある者に点検をさせ、その結果を1年に1回、消防機関に報告する。また、消防に関する書類(別添3)を防火管理維持台帳として編冊し保存する。

自衛消防隊の編成及び任務表

◎自衛消防隊は、管理権原が及ぶ範囲を担当する。

◎届出対象物自衛消防隊長の命令により、防火対象物全体で活動する。

◎火災が発生した時の役割や任務は、次の表のとおりです。

役割		災害等発生時の任務
隊長（〇〇部長）		活動を指揮する。
副隊長（〇〇課長）		隊長を補助する。 隊長の代理として活動を指揮する。
通報班	隊員（〇〇係長）	1 非常ベルや声で、火災の発生を知らせる。 2 110番（消防）通報する
初期消火班	隊員（〇〇社員）	隊長・副隊長・隊員欄には役職や氏名を記載 （役職例）管理権原者、防火管理者、火元責任者、 店舗責任者、校長、教頭、総務部長 など
避難誘導班	隊員（〇〇責任者）	
		1 避難誘導は、大声で簡潔に行いパニック防止に全力をあげる。 2 安全に避難できる方向へ誘導する。 3 けが人や逃げ遅れた人がいるか確認する。

なお、任務等に関係なく、けが人や逃げ遅れた人がいる場合は、全員で協力して助けます。

自主的に検査を行う際使用する
チェック表であり、届出時は、何も
記載する必要はありません。

自主検査チェック表（定期）

区 分	検 査 項 目	結 果
建築物及び工作物	1 防火区画(床又は壁)の埋めもどし施工は完全か。	○
	2 防火戸、防火シャッター及び閉鎖装置は、破損、さびつき等がなく、確実に作動するか。	○
	3 防火戸、防火シャッターの作動ライン内に物品を置いていないか。	◎
	4 防火戸、防火シャッターの直近に可燃物が置かれ、延焼の媒体となるおそれがないか。	○
	5 常時閉鎖式防火戸は、開放状態のまま放置されていないか。	○
	6 避難口扉の開放方向は、外開きとなる等、避難上適正か。	○
	7 階段、通路等の避難施設の床面は、避難に際しつまずき又はすべるおそれがないか。	○
防火管理	8 収容人員の定員管理は適切か。	○
	9 消防計画は、実態に即した内容とし、従業員に防火上必要な教育、訓練を実施しているか。	○
	10 増改築、模様替え等の工事を行う場合は、適切に防災計画を樹立し、万全を期しているか。	□
	11 非常用進入口に通じる通路は、有効に確保しているか。	○
	12 建築物内外は、常に整理整頓し、可燃物を放置していないか。	○
	13 終業後の防火点検は、確実に実施しているか。	○
避難管理	14 避難口扉は、開放したとき、開いた扉によって避難通路を狭めることがないか。	○
	15 避難口扉は、避難に際して鍵を用いることなく、屋内から解錠することができるか。また、解錠方法の表示があるか。	○
	16 避難口扉は、カーテン等で隠ぺいしたり、鏡その他の装飾品等を設けたりして識別の妨げとなっていないか。	○
	17 避難口付近に物品等が置かれ、避難上支障となっていないか。	○
	18 防火戸、防火シャッター等のそで扉又はくぐり戸は、避難に際して直ちに開くことができるか。	○
	19 避難通路は、避難を容易に行うことができるように、すべての避難口に直通しているか。	○
	20 避難通路は、避難上有効な幅員となっているか。	○
	21 避難通路、避難階段に避難上支障となる物品を置いていないか。	○

	22	階段を一部区画し、避難の障害となっていないか。	○
	23	客室内に避難施設等を図示した避難経路図を掲出しているか。	□

区 分		検 査 項 目	結 果
防災規制	24	カーテン、幕類、布製ブラインド、じゅうたん等、展示用合板等の防災対象物品は防災性能を有しているか。	○
	25	防災対象物品に防災ラベルを貼付しているか。	×
火気使用設備・器具等	26	火気使用設備・器具等の構造は適正か。	○
	27	火気使用設備・器具等の付近は、整理整頓され、可燃物は火災予防上安全な距離を有しているか。	○
	28	煙突、煙道の構造は適切か。また、可燃物とは安全な距離を保有しているか。	□
	29	厨房設備のフード、フィルター、ダクト内は、定期的に清掃し、防火ダンパーの維持管理は適切か。	○
	30	火気使用設備等は、取扱責任者を定め、使用時の監視及び使用後の点検が行われているか。	○
電気設備・器具等	31	電気配線は、適切な配線工事をしているか。	○
	32	電線、コード、器具等は、使用場所、用途に適合したものを使用しているか。	○
	33	電気設備は、必要な知識及び技能を有する者によって保守点検し、安全に使用しているか。	○
火の使用制限	34	裸火の使用、危険物品の持込みは、必要最小限度とし、消防署の許可を受けて行っているか。	○
	35	喫煙の管理は、喫煙場所を設けて適切に行っているか。	○
	36	喫煙所や禁煙場所を示す標識は、適切に掲出されているか。	○
危険物等	37	消防法又は大阪市火災予防条例で定める数量以上の危険物等(指定可燃物等、圧縮アセチレンガス、無水硫酸、液化石油ガス、生石灰、毒物及び劇物を含む。)を、無許可又は無届けで、貯蔵し、又は取り扱っていないか。	□
検査実施日		○ 年 ○ 月 ○ 日	検査実施者 ○○ ○○

備考【不備・欠陥がある場合は、直ちに防火管理者に報告してください。】

凡例【○－良、×－不良、◎－即時改修、□－該当なし】

消防用設備等自主点検チェック表

実 施 設 備	確 認 箇 所	結 果
消 火 器 具	1 所定の場所に置いてあるか。標識に汚れ、破損がないか。 2 安全栓(黄色い栓)が抜けてないか。 3 圧力ゲージの針は、緑色の範囲内を指しているか(圧力ゲージのあるものに限る) 4 製造年から10年以上経過しているものはないか	○
屋内消火栓設備	1 消火栓扉は、容易に開閉できるか。 2 ホースやノズルが接続され、変形、損傷等がないか。	○
スプリンクラー設備	1 スプリンクラーヘッドに漏れ、変形はないか。 2 スプリンクラーヘッドの下部45cm、周囲30cm以内に散水障害となる棚や物品はないか	□
水噴霧消火設備	1 散水障害がないか。 2 間仕切り、棚等の新設による未警戒部分がないか。	□
泡消火設備	1 泡の散布を妨げるものはないか。 2 間仕切り、棚等の新設による未警戒部分がないか。	□
不活性ガス消火設備 ハロゲン化物消火設備	1 手動起動装置の直近の見やすい箇所に「不活性ガス消火設備」、「ハロゲン化物消火設備」の表示が設けられているか。 2 貯蔵容器の設置場所に標識があるか。	□
粉末消火設備 (移動式)	1 扉は、容易に開閉できるか。 2 ホースやノズルに変形、損傷がないか。	□
屋外消火栓設備	1 消火栓扉は、容易に開閉できるか 2 ホースやノズルに変形、損傷がないか。	□
動力消防ポンプ設備	1 常置場所の周囲に使用の障害となる物品がないか。 2 車台、ボディー等に割れ、変形、ボルトの緩みがないか。	□
自動火災報知設備	1 受信機の近くに警戒区域一覧図があるか。 2 受信機のスイッチは、ベル停止となっていないか。 3 間仕切り変更による感知器の未警戒部分がないか。	◎
ガス漏れ火災 警報設備	1 受信機のスイッチは、ベル停止となっていないか。 2 用途変更、間仕切り変更、ガス燃焼機器の設置場所の変更等による未警戒部分がないか。	□
漏電火災警報器	1 電源表示灯は、点灯しているか。 2 受信機の外形に変形、損傷、腐食等がないか。	□
非 常 ベ ル	1 操作上障害となる物品がないか。 2 押しボタンの保護板に破損、変形、損傷、脱落等がないか。	◎

放 送 設 備	1 電源監視用の電源圧力計の指示は、適正か。また、電源監視用の表示灯は、正常に点灯しているか。 2 試験的に、正常に放送ができるかどうかを確認する。	○
---------	---	---

実 施 設 備	確 認 箇 所	結 果
避 難 器 具	1 格納場所の付近に物品等が置かれ、避難器具の所在がわかりにくくなっているか。 2 開口部付近に書棚、展示台等を置き、開口部をふさいでいないか。 3 降下する際に障害となるものがなく、必要な広さが確保されているか	○
誘 導 灯	1 誘導灯が、間仕切り、ついたて、ロッカー等の障害物により見えにくくなっているか。 2 外箱及び表示面は、変形、損傷、脱落、汚損等がなく、かつ、適正な取り付け状態であるか。 3 不点灯、ちらつき等がないか。	○
消 防 用 水	1 道路から吸管投入口又は採水口までに、消防自動車の進入路が確保されているか。 2 防火水槽等は、有効水量が確保されているか。	□
連結散水設備	1 送水口の周囲に消防自動車の接近に障害となる物品はないか。 2 散水ヘッドの周囲には、散水を妨げる広告物、棚等の障害物がないか。	□
連結送水管	1 送水口の周囲に、消防自動車の接近に障害となる物品はないか。 2 放水口の周囲に、ホースの接続や延長等の使用上の障害となる物品がないか。	○
非常コンセント設備	1 周囲に使用上障害となる物品はないか。 2 保護箱は、変形、損傷、腐食等がなく容易に扉が開閉できるか。	○
無線通信補助設備	1 地上及び地下の無線機接続端子には、無線機接続端子である旨が表示されているか。 2 地上及び地下の無線機接続端子に変形、腐食等がないか。	□
検査実施日	○ 年 ○ 月 ○ 日	検査実施者 ○ ○ ○ ○

備考【不備・欠陥がある場合は、直ちに防火管理者に報告してください。】

凡例【○－良、×－不良、◎－即時改修、□－該当なし】